

各位

神戸市中央区港島6丁目6番地の1
神戸新交通株式会社

入札募集要項（公募型指名競争入札：参加表明）

入札（公募型指名競争）を下記のとおり実施し、工事の発注を予定しております。この工事については大規模かつ技術難度の高い工事の施工と考えており、共同企業体による施工が必要とも認められることから、特定建設工事共同企業体（単独参加も可）での参加を認める混合入札としております。つきましては、内容をご確認の上、申請書の提出をお願いします。

記

1. 工事概要

件名	神戸新交通ポートアイランド線 三宮駅改良工事
工事場所	神戸市中央区雲井通8丁目
完成期限	令和10年3月31日まで
概要	本工事は、ポートアイランド線三宮駅において、既存駅の東側に新たにホームを増床すべく、ホーム桁の架設、ホーム上屋の設置を行うとともに、既存駅舎の補強を行う土木・建築工事一式 ※ 別紙① （工事概要）のとおり
工事規模	10億円以上27億2千万円未満

2. 入札参加資格審査の申請について

申請期限	令和7年1月10日（金）15時まで
申請書類	公募型指名競争入札参加資格審査申請書（様式1） 資本関係・人的関係調書（様式2） 暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書（元請用）（様式3） 同種工事の実績（会社）に関する調書（様式4） 配置予定技術者に関する調書（様式5） 参加表明者の概要に関する調書（様式6） 特定建設工事共同企業体 認定申請書兼協定書（様式7） ※単独参加する方は、特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書の提出は不要 参加表明後に、事情により辞退する場合は、辞退届の提出のこと 辞退届（様式8）
申請方法	電子メールにて受付（受信後、受付完了メールをお送りします。） 原本は、持参、または郵送のこと （原本提出期限：令和7年1月17日（金）17時まで）
その他	申請書類は、返却いたしません

3. 入札参加に必要な資格（単体・特定建設工事共同企業体にかかわらず、資格要件とする）

資格要件	別紙②（同種工事の実績（会社））、別紙③（配置予定技術者の要件）のとおり
建設業許可	(1) 単独 建設業法における「土木工事業」及び「建築工事業」の両方の許可を受けており、その許可を有しての営業日数が5年以上であること。 (2) 特定建設工事共同企業体（①または②） ①代表者は、単独と同様とする。（構成員の許可の有無は問わない） ②代表者は、建設業法における「土木工事業」または「建築工事業」の一方の許可を受けており、構成員は、代表者の許可を受けていない「土木工事業」または「建築工事業」の許可を受け、代表者、構成員ともその許可を有しての営業日数が5年以上であること。
所在地	建設業法における「土木工事業」及び「建築工事業」の両方の許可を受けており、その許可を受けている本店、支店、または営業所が、兵庫県または大阪府のいずれかにあること ※ 特定建設共同企業体は、代表者のみ当該要件とする。
経営状況	経営状況に窮境にある者でないこと 審査受付期限から入札日の間に、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始が決定されている者でないこと。但し、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者は除く。
その他	(1) 指名停止措置：令和6年12月3日から入札日までの期間に、神戸市指名停止基準要綱に該当していないこと (2) 本工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと

4. 特定建設工事共同企業体の構成要件

構成員の数	設けない
構成方法	(1) 構成員の自主結成であること (2) 全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型共同企業体）であること
出資比率	設けない

5. 業者指名について

業者指名の判断基準	駅などの鉄道施設または軌道施設の建築物の工事の実績に加え、営業を継続しながら行う工事（旅客誘導を伴う工事）の実績、駅以外でも鉄道施設または軌道施設の工事の実績、線路または軌道に近接した工事（土木・建築を問わない）の実績、さらに、当該近接工事が、鉄道運行しながらの工事であるか、その他、大規模で高度な技術力を要する工事の実績、配置予定技術者の表彰のなどの指標により、総合的に判断いたします。
業者指名通知	令和7年1月22日（水） （参加申請業者の方に、指名・非指名の通知をいたします）
通知方法	電子メールにて、結果を通知します 指名した業者の方々に対して、別途工事設計図書一式（入札書類を含む）資料のダウンロード先をお知らせいたします。

6. 契約等に関する事項

契約保証金	契約金額の100分の3以上
納付方法	<p>当社指定の銀行口座への振込によるほか、次の各号による</p> <p>(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等</p> <p>(2) 銀行等の金融機関が発行する当社あて保証書</p> <p>(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と当社が工事履行保証契約をしたときの公共工事履行保証証券</p> <p>(4) 契約の相手方が保険会社との間に当社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときの履行保証保険証券</p> <p>※ 指定銀行口座については、落札後、速やかに通知いたします</p> <p>※ 契約保証金振込手数料は、御社負担でお願いいたします</p>
契約締結	<p>契約書は電子又は書面の選択が可能。可能な場合は電子を選択のこと (神戸新交通株式会社工事請負契約) ※別紙④のとおり</p> <p>※ 電子契約書を締結する場合、落札後、速やかに「電子契約システム利用申請書」を提出のこと。落札時に配布予定</p> <p>※ 書面契約書を締結する場合、契約締結にかかる費用(契約印紙代2部(※変更契約時も含む))は、落札業者負担</p>
支払条件 (前払金)	<p>本工事の請負額に対する年度ごとの支払限度額は、概ね次のとおりとする。なお、前払いに関しては、各年度の支払限度額の4割を上限として、要求することができる。ただし、各年度予算により変更することがある。</p> <p>令和7年度 45% 令和8年度 25% 令和9年度 30%</p>
契約予定日	令和7年3月下旬

7. 無効に関する事項

この入札に参加する者(組合(共同企業体を含む。))にあつてはその構成員)の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。但し、以下の該当者同士の特定建設工事共同企業体の組成は除く。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取

締役

- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

8. その他

(1) 追加発注等について

① 追加工種

以下の工種について、受発注者間において協議が整えば、追加する予定です。

- ・(拡張ホーム) 上屋工
- ・(既存駅舎部) 耐震補強工
- ・(建築) 駅務諸室改修工
- ・(電気) 駅務諸室改修工
- ・(機械) 駅務諸室改修工
- ・(拡張ホーム) 軌道上支障移転

※ 工事額（概算） 5億円以上10億円未満

② 随意契約

以下の工事について、受発注者間において協議が整えば、随意契約を締結する場合があります。

- ・三宮駅美装化工事
- ・三宮駅トイレ改修工事

なお、上記の工事発注はあくまで予定であり、発注されない場合があります。

※ 工事額（概算） 10億円以上27億2千万円未満

(2) 添付図面に関する留意事項

本入札募集要項に添付している概要図面は、本工事の参加表明の参考とするためのものであり、今後の指名通知の際にあらためて提示する設計図書の図面は、その内容等が一部変更となる場合があります。

9. スケジュール

(1) 参加表明について

令和6年12月5日(木) 募集開始(ホームページ掲載)

令和7年1月10日(金) 15時まで 参加資格審査申請書類 受付期限

(2) 入札について

令和7年1月22日(水) 指名通知

令和7年2月7日(金) 15時まで 質疑受付期限

令和7年2月21日(金) 質疑回答

令和7年3月21日(金) 入札予定日

10. 入札及び契約事務担当者

〒650-0045 神戸市中央区港島6丁目6番地の1

神戸新交通株式会社 総務部経営企画課 金谷、加藤

電話 078-302-2501 FAX 078-302-4504

E-mail 金谷 kanatani@knt-liner.co.jp

加藤 kato_yuya@knt-liner.co.jp

別紙①

工事概要

(土木) 工事延長 L=24.74m 全体鋼重 = 230 t
 上路式鋼床版 2 主箱桁橋 L=24.74m (最大支間長 L=19.0m)

工場製作工	
工場製作工 (ホーム桁新設工)	1 式
工場製作工 (軌道桁補強工)	1 式
工場製作工 (P0 橋脚工, P1 橋脚工)	1 式
工場製作工 (床版閉塞・開口・階段桁工)	1 式
工場製作工 (駅舎補強材工)	1 式
工場塗装工	1 式
工場塗装工 (各種)	1 式
工場製作品輸送工	1 式
輸送工 (各種)	
現場架設工	1 式
鋼橋架設工 (トラッククレーンベント架設)	1 式
橋脚架設工 (チェンブロック楊重架設)	1 式
階段架設工 (トラッククレーン一括架設)	1 式
現場継手工	
現場継手工 (各種)	1 式
現場塗装工 (各種)	1 式
現場溶接工 (鋼床版)	1 式
支承工	
ゴム支承設置工	1 式
仮設工	
鋼橋足場等設置工	1 式

(建築) 工事延床面積 A=235m²

ホーム上屋新設	
鉄骨工事	1 式
内外装工事	1 式
防水工事	1 式
屋根工事	1 式
昇降機工事	1 式
アーケード開口・復旧工事	1 式
駅務諸室改修	
内装工事	1 式
建具工事	1 式
防水工事	1 式
撤去工事	1 式
金属工事	1 式
電気設備改修	1 式
機械設備改修	1 式

以上

別紙②

同種工事の実績（会社）

本工事の入札に参加する単体または特定建設工事共同企業体は、下記の実績を有すること。

なお、特定JVにあっては、代表者が当該実績を有することとし、構成員は当該実績の有無を問わない。

下記①～④をすべて満たす工事
(ただし、①～④は同一工事かつ同一建築物であること)

- ① 鉄道施設または軌道施設の建築物の工事
- ② 構造種別が、
「鉄骨鉄筋コンクリート造」、または
「鉄筋コンクリート造」、または
「鉄骨造（軽量鉄骨造は含まない）」
- ③ 工事内容が、
「新築工事」、または
「増築工事」、または
「改修工事」
- ④ 請負金額が7億2千万円以上の工事

(付加要件)

- ※1：上記①～④の実績の対象工事は、過去15年（平成21年度以降）に元請として完成し、引き渡し完了した工事とし、単体で受注した工事、および、JVで受注した工事のいずれも実績とみなす。
- ※2：施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ※3：施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事が上記条件に該当する工事に限ることとする。
- ※4：施工実績が共同企業体として受注した工事の場合は、上記④の条件における請負金額の算定において、 $\text{受注額} \times \text{出資比率} = \text{分担額}$ が、上記④の条件を満たすものを実績と認める。
- ※5：上記①における「鉄道施設または軌道施設の建築物」とは、鉄道事業者または軌道事業者（JR、民鉄、公営）の駅、停留場、車庫などの運輸にかかる建築物とし、社宅、店舗など運輸以外の不動産は含まない。
- ※6：上記②③において、建築確認申請等が不要である等の理由により、構造種別を判別できない場合は、別途、図面等を提出すること。
- ※7：上記①～④の実績の対象工事は、土木発注の工事、および建築発注の工事、のいずれも実績とみなす。一以 上

別紙③

配置予定技術者の要件

本工事の入札に参加する単体または特定建設工事共同企業体は、次の基準を満たす (a) 1名および (b) 1名の監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

(a), (b)のそれぞれの配置予定技術者の専任期間以外は、(a)または(b)の配置予定技術者のいずれを配置してもよい。工事途中で(a)から(b)へ、または(b)から(a)へ変更してよい。なお、(a), (b)の配置予定技術者は同一であっても同一でなくてよい。

また、特定JVにあっては、(a)または(b)のうちいずれか1名の配置予定技術者は、代表者から選定しなければならない。

(a) 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ただし、(a)の監理技術者は、現地での土木構造物の架設据付期間については専任で配置できること。

(b) 1級建築士、または、1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

ただし、(b)の監理技術者は、現地での建築構造物の当社軌道近接施工期間については専任で配置できること。

(付加要件)

- ※1：配置予定技術者は、上記の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ※2：上記(a) (b)のそれぞれの配置予定技術者は、工事の実務経験は問わない。
- ※3：上記(a)の配置予定技術者が専任を要する「現地での土木構造物の架設据付期間」は、令和8年6月から令和8年9月を予定している。なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と架設据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよいが、同一でない場合は、それぞれが上記(a)の基準を満たすこと。
- ※4：上記(b)の配置予定技術者が専任を要する「現地での建築構造物の当社軌道近接施工期間」は、令和8年10月から令和9年2月を予定している。なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と建築現場の配置予定技術者は同一でなくてもよいが、同一でない場合は、それぞれが上記(b)の基準を満たすこと。
- ※5：同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理（いわゆる併任）を認めることとする。
- ※6：申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とするができるが、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。
- ※7：落札者決定後、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ないとして承認された場合、または、受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合の外は、上記(a)、(b)以外の配置予定技術者への変更は認められない。 一以 上一

工事請負契約書

工 事 名 神戸新交通ポートアイランド線 三宮駅改良工事										
工 事 場 所 仕様書のとおり										
工 期 着工期日 令和7年 月 日 完成期限 令和10年3月31日										
請負金額	¥	十億								
うち取引に係る消費税額等		¥								
<p>(注) 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条等の規定により算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。 〔(注)の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。〕</p>										
契約保証金	現金									
	ただし 有価証券									
契約不適合責任期間		工事目的物引渡しの日から起算して●カ月間								

この工事について、注文者「神戸新交通株式会社」と請負人「●●●●●●●●」とは、次の各項によって、請負契約を締結した。

この契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、当事者双方合意のうえ電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。(紙の場合：本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自1通を所持する。)

令和7年 月 日

注文者 住 所 神戸市中央区港島6丁目6番地の1

神戸新交通株式会社

氏 名 代表取締役社長 辰馬秀彦

請負人 住 所

氏 名

神戸新交通株式会社工事請負契約約款

(総則)

第1条 神戸新交通株式会社（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、この契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の設計書、図面、仕様書、共通仕様書及び質疑回答書（以下「設計図書」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

2 この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙が定めるものとする。

(工事用地の確保)

第2条 甲は、工事用地その他設計図書において甲の提供するものと定めた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 甲は、乙の施行する工事と甲の発注に係る第三者の施行する他の工事とが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。

この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事内訳明細書及び工事工程表)

第4条 乙は、この契約締結後すみやかに、設計図書に基づいて工事内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工事工程表を作成し、甲に提出し、その審査を受けなければならない。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2** 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。
- 3** 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第40条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4** 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負金額の100分の3以上としなければならない。
- 5** 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号

に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の100分の3に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、工事目的物が検査に合格し、かつ引渡しを受けたのちに、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、乙が信用保証協会及び金融機関に対して請負代金を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙は、工事目的物及び第32条の規定による部分払のための確認を受けた検査合格済み工事材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括委任及び一括下請負の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 乙は、下請負人を決定したときは、直ちに甲にその名称その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、工事の施工に特許権その他の第三者の権利の対象となっている施工方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督員)

第10条 甲は、監督員を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のために乙が作成した詳細図書等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 乙は、現場代理人、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事の場合には専任の技術者・以下同じ。）及び監理技術者（建設業法第26条第3項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）並びに専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面により甲に通知しなければならない。

- 2 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 3 乙又は乙の現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営取締り及び工事に関する一切の事項の処理を行わなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき、著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示し、その交代を求めることができる。

- 2 乙は、監督員がその職務の執行につき、著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(工事材料の検査)

第 13 条 乙は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 3 第 1 項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、検査の結果不合格と決定した工事材料については、監督員の指示により、これを遅滞なく工事現場外に搬出し、引き取らなければならない。
- 5 乙は、工事現場に搬入した検査合格済み工事材料を、監督員の承諾を受けずに持ち出してはならない。
- 6 甲は、第 1 項の検査後に、工事材料について、種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないことなどがあり、使用に相当でないと認めるときは、検査時に発見が困難であったものに限り、乙に対して、必要な措置を求めることができる。

(監督員の立会及び工事記録の整備等)

第 14 条 乙は、設計図書において、調査、試験、又は見本検査を要するものと指定された工事材料については、監督員の立会を得て調査し、試験し、又は当該検査を受け合格したものでなければこれを使用してはならない。

- 2 乙は、設計図書において、監督員の立会のうえ施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、設計図書及び監督員の指示により、見本又は工事写真等の記録を設備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 乙は、監督員に第 1 項又は第 2 項の立会又は見本検査を求めるときは、事前に連絡しなければならない。この場合において、監督員が、乙の求めに遅滞なく応じられないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会又は見本検査を受けることなく工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、乙は当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 甲から乙への支給材料及び貸与品の品名、数量、

品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによるものとする。

- 2 甲は、必要がある場合は、前項の引渡場所及び引渡時期を変更できるものとする。この場合においては、第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。
- 3 甲又は監督員は、支給材料又は貸与品を乙の立会のうえ引き渡さなければならない。この場合において、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、乙は、遅滞なく書面をもってその旨を甲又は監督員に通知しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品を受領したときは、遅滞なく甲に借用書又は受領書を提出するものとし、かつ、支給材料については、受払簿を設けてその用途を明確にし、工事完成後その受払計算書を提出しなければならない。
- 5 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 6 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品が種類又は品質に関して契約内容に適合しておらず(第 3 項の引渡しの際に発見することが困難であったものに限る。)、使用に相当でないと認めるときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。
- 7 乙は、工事の完成若しくは工事内容の変更によって不用となった支給材料又は貸与品があるときは、直ちに設計図書に定められた場所でこれを甲に返還しなければならない。
- 8 乙の責に帰すべき理由によって支給材料又は貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に甲が相当と認める代品を納め、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第 16 条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、乙は、請負金額の増額又は工期の延長を請求することはできない。ただし、当該不適合が甲の責に帰すべき理由によるときは、第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。

- 2 甲は、必要がある場合には、工事施工中において、随時検査を行うことができる。
- 3 甲又は監督員は、乙が第 13 条第 1 項若しくは第 14 条の規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合における検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書と工事現場の状態との不一致等)

第 17 条 乙は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面により、その旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計

図書に指示された自然又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

3 前項の場合において、工事の内容、工期又は請負金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(工事の変更、中止等)

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。

2 前項の規定により、工期又は請負金額を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

3 第 1 項の場合において、乙の責めに帰することができないものにより乙が増加費用を必要とし、又は損害を受けたときは、甲は、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償するものとする。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 第 1 項の工事内容の変更の場合においては、第 4 条の規定を準用するものとする。

(乙の請求による工期の延長)

第 19 条 乙は、天災その他その責に帰することができない理由により工期内に工事を完成する見込がない場合は、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(物価等の変動に基づく請負金額の変更)

第 20 条 工期内にインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情により物価に著しい変動を生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、甲乙協議して請負金額を変更することができる。

(臨機の措置)

第 21 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置につき、遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(一般的損害)

第 22 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工により生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 24 条第 1 項に規定

する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第 23 条 工事の施工により、第三者に損害を及ぼした時は、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合及び事項に定める場合においては、この限りでない。

2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく認められるものについては、乙がこれを負担するものとする。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第 24 条 天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分、工事材料、工事仮設物又は建設機械器具に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の被害の状況を確認しなければならない。

3 乙は、前項の規定により、被害の状況が確認されたときは、甲に対して書面をもって請負金額の変更又は損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補てんされるものを除く。以下本条において同じ。）の負担を求めることができる。

4 甲は、前項の規定により、乙から請負金額の変更又は損害の負担請求があった場合に、当該損害の額（工事の出来形部分、現場搬入済みの工事材料、通常妥当と認められる工事仮設物又は通常避難することができない建設機械器具であって、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 32 条第 1 項の規定による検査又は立会その他乙の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）が請負金額の 100 分の 2 を超える額であるときは請負金額の変更又は損害の負担をしなければならない。この場合において、甲の負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

(1) 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復

することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による請負金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」として同項を適用するものとする。

(完成検査及び引渡し)

第25条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、特別の理由がある場合を除き、遅滞なく検査を行うものとし、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができ、この場合の検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の検査に合格したときは、甲の指示に従い、ただちに工事目的物を引き渡さなければならない。
- 4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、遅滞なく修補又は改造して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補又は改造の完了を工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第26条 甲は、工事目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けたのちに、乙から所定の手続きに従って請負代金の請求があったときは、甲は引渡しを受けた月の翌月末までに乙に請負代金を支払わなければならない。

(部分使用)

- 第27条** 甲は、必要とする場合には、工事目的物の全部又は一部を乙の同意を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(前金払)

- 第28条** 乙は、甲があらかじめ指定した工事については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社と工事期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、請負代金の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 前2項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、請負金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

(保証契約の変更)

第29条 乙は、請負金額が増減した場合又は、工事内容の

変更その他の理由により工期を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第30条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(保証契約の解除)

第31条 甲は、保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(部分払)

第32条 甲は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、工事（請負金額100万円以上かつ工期3カ月以上の工事に限る。）の完成前に、3月に1回の割合で、検査に合格した出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料（以下「出来高部分」という。）につき、乙の請求により、内訳書の単価に基づいて計算した請負代金相当額の10分の9以内の部分払いをすることができる。ただし、前金払をした場合にあつては、次の算式により計算した額を支払金額から控除しなければならない。

(控除すべき額)

$$\text{出来高部分相当額} \times \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}$$

- 2 前項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、甲に移転するものとする。この場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで乙が負うものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による部分払を請求しようとするときは、甲が必要ないと認めるものを除き、出来高部分について、甲を被保険者とする火災保険等に対し、その証券を甲に提出しなければならない。この場合において、保険の種類、保険金額及び期間は、甲の指示によるものとする。
- 4 前項の場合において、保険事故が発生したときは、乙が損害を補てんした場合のほか、その保険金は、甲の乙に対する工事支払金相当金額の限度で、甲が取得するものとする。

(部分引渡し)

第33条 工事目的物について、甲が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分の工事が完了したときは、乙は、指定部分の引渡し後、指定部分に相応する請負代金の支払を請求することができる。この場合においては、第25条の規定を準用するものとする。

2 前金払をした場合においては、前条第1項ただし書を準用し、出来高部分相当額を指定部分相当額に読み替えるものとする。

(第三者による代理受領)

第34条 乙は、甲の承認を得て、請負代金の全部又は一部の受領について、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の第三者に対して第26条、第32条又は第33

条の支払をするものとする。

- 3 前項の場合において、当該第三者は、乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記されている者でなければならない。

(契約不適合責任)

第 35 条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、第 25 第 3 項（第 33 条においてこの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から頭書に定める期間（それに記載が無い場合は 1 年）内に、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。

- 2 前項による代金の減額の請求は、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 第 1 項及び第 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 甲が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 甲は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第 36 条** 乙の責に帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に当該工事が完成する見込みのあるときは、甲は、当該工事を継続せしめ、完成後乙から延滞違約金を徴収するものとする。

- 2 前項の延滞違約金の額は、延滞日数 1 日につき請負金額の 1,000 分の 1 とする。ただし、甲が、第 33 条の規定により、工事目的物の一部を使用したときは、その部分に対する請負代金相当金額を請負金額から控除して延滞違約金を計算する。

(甲の任意解除権)

- 第 37 条** 甲は、工事が完成しない間は次条又は第 37 条の 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第 37 条の 2** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
(2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
(3) 第 11 条第 1 項に掲げる者を設置しなかったとき。
(4) 正当な理由がなく、第 35 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
(5) 前各号のほか、この契約及び関係法令に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第 37 条の 3** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
(4) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒

絶する意思を明確に表示したとき。

- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第38条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の解除権）

第38条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により工事内容を変更したため、請負金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第18条第1項の規定により工事中止期間が工期の3

分の1以上に達したとき。

- (3) 甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

（解除の効果）

- 第39条** 前4条の規定により、契約が解除されたときは、工事の出来形部分及び工事材料中検査に合格したもので甲が承認したものは、甲の所有とし、甲は、これに相応する請負代金を乙に支払うものとする。ただし、次項前段の場合において、第5条第1項ただし書の規定により、契約保証金を免除したものにあっては、契約保証金相当額を違約金として、当該請負代金から控除するものとする。
- 2 第37条の2又は第37条の3の規定により契約を解除した場合においては、契約保証金は甲に帰属するものとし、第37条及び前条による場合においては、契約保証金は乙に返還する。
 - 3 第28条の規定により前金払をしたときは、前2項の規定による支払額と前払金額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金額を控除した額）を差引精算するものとし、前払金額に残額のあるときは、乙は、その残額を返還しなければならない。
 - 4 甲は、第37条及び前条の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

（解除に伴う措置）

- 第40条** 契約が解除された場合において、乙は、支給材料、貸与品その他甲の所有に属する物件を甲に返還しなければならない。この場合において、当該物件が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、原状に復し、又は返還に代えて、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲の所有に属さない物件が工事用地等の内にあるときは、乙は、甲の指示に従い、当該物件を搬出し、工事用地等を原状に復さなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙が、正当な理由がなく一定の期間内に当該物件を撤去せず、工事用地等を原状に復さないときは、甲は、乙に代わってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

（甲の損害賠償請求等）

第40条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (2) 第37条の2又は第37条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、前項の損害賠償に代えて、乙に対し、請負金額の十分の一に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うよう請求することができる。
 - (1) 第37条の2又は第37条の3の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）において、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第37条の3第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損害保険等）

第41条 乙は、第32条の規定によるほか、設計図書で定めるところにより、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）、工事関係者等を損害保険等に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提出しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

（反社会的勢力との取引排除）

第42条 甲及び乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）との取引排除に関し、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力でないこと、また過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。

(2) 自己が反社会的勢力の経営を支配し、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係にないこと。

(3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等の便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、関与しないこと。

(5) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にないこと。

(6) 自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、風説を流布

し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉や信用の毀損、業務の妨害を行わないこと。

2 甲及び乙は、前項を確認することを目的に、相手方が行う調査に協力するものとする。

3 甲及び乙は、前2項に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

（前条に違反した場合の措置）

第43条 甲及び乙は、相手方が前条に違反した場合は、相手方に対して何らの催告を行うことなく、直ちに甲乙間で締結した契約の全部または一部を解除することができる。

2 前項による解除は、解除権を行使した者がその被った損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げない。

3 第1項による解除により相手方に損害が生じても、解除権を行使した者は、これを一切賠償しないものとする。

4 乙が下請契約又は資材の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号に該当しないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき、又は、乙が前条第1項各号に該当しない者を下請契約又は資材の購入契約その他の契約の相手方としていたため、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったときは、前3項を準用するものとする。

（構成員の責任）

第44条 令和●年●月●日協定の乙に係る建設共同企業体協定書により、この契約を共同連帯して履行するものとする。

（代表者の義務）

第45条 甲は、監督、指示、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて乙の代表者を相手方とし、乙の代表者へ通知した事項は、すべて他の構成員にも通知したものとみなすものとする。

（紛争の解決）

第46条 この契約に関して、甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により、その解決を図るものとする。

（補則）

第47条 この約款に定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

単独の場合は、44条、45条 削除

公募型指名競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

神戸新交通株式会社 あて

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 又 は
受 任 者 名

下記工事に係る入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名 神戸新交通ポートアイランド線 三宮駅改良工事

2 連 絡 先 所 属
氏 名

電 話

F A X

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

神戸新交通株式会社 あて
所在地

商号又は名称

代表者又は
受任者名

入札参加資格の審査を申請する日現在における、資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。【*1】

資本関係（自社の会社法上の親会社等の状況）

① 親会社等【*3】の有無 (複数社ある場合は、全て記入)	有 ・ 無
親会社等の名称	
② 子会社等【*4】の有無 (複数社ある場合は、全て記入)	有 ・ 無
子会社等の名称	
③ ①に記載した親会社の他の子会社等（自社を除く） (複数社ある場合は、全て記入)	有 ・ 無
他の子会社等の名称	

人的関係（自社役員等【*2】の兼任状況）

自社役員等の役職及び氏名 (複数者いる場合は全て記入)	左記役員等の、他社に おける役員等兼任の有無 (有の場合は右の欄も記入)	役員等を兼任している会社の商号又は 名称、及び兼任している会社における役職 (複数ある場合は全て記入)
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	

【*1】 入札参加形態が単独企業の場合は当該会社について記入。共同企業体の場合は当該共同企業体の構成員（代表者を含む）ごとに調書を作成する。

【*2】 入札における案内通知 7 無効に関する事項 「イ 人的関係」に規定する役員及び管財人をいう。また個人の場合は代表者をさす。

【*3】 会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

【*4】 会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。

暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)

発注工事名 神戸新交通ポートアイランド線 三宮駅改良工事

令和 年 月 日

神戸新交通株式会社
代表取締役社長 辰馬秀彦 様住 所
氏名又は名称
及び代表者名

私は、神戸新交通株式会社が、すべての契約等から暴力団等を排除していることを認識し、また、貴社の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、本誓約書の条項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。また、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）に対し、これら及び下記の事項を遵守させることを誓約いたします。

記

1 暴力団等の排除に関すること

- (1) 工事請負契約約款第 42 条各号のいずれにも該当しません。
- (2) 工事請負契約約款第 42 条各号に該当する事由の有無を確認する場合、県警へ照会を行うことに同意し、貴社が求めた場合に速やかに役員等名簿の提出を行います。
- (3) 工事請負契約約款第 42 条各号に該当する者を下請負人等としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が工事請負契約約款第 42 条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請負人、及び当該下請負人等を下請負人等とする者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴社の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- (4) 下請負人等との契約を含む標記の工事請負契約に係る一連の手続きにおいて、事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴社が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴社に対して提供を行います。
- (5) 工事請負契約約款第 42 条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、神戸市外郭団体等を含む神戸市関係部局が情報を共有すること、並びに神戸市による暴力団等排除要綱に従い、神戸市が措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

2 適正な労働条件の確保に関すること

- (1) 標記の工事請負契約に関わっている労働者に対し、労働関係法令を遵守します。
- (2) 標記の工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とします（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）。また、施工体制台帳は下請負人等と協力し元請負人が責任をもって資料等を確認の上作成し、下請契約締結後速やかに提出するほか、貴社の指導により求められた資料は指定された期限までに貴社に提出するなど、労働関係法令を遵守します。
- (3) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 標記の工事請負契約に基づく業務において、最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下請負人（二次以下を含む）が社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していないと貴社が認めたときに貴社が行う本契約の解除、違約罰等の請求、指名停止その他貴社が行う一切の措置について異議を唱えません。

（誓約事項 2 関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第号 115 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法昭和年法律第号（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

同種工事の実績(会社)に関する調書

◆ 同種の工事実績

施工 場所	工事名称	工期	受注額 (百万円)	会社の実績 ①の区分		会社の実績 ③の区分		受注形態		出資比率	摘要
				鉄道施設または軌道施設 の建築物		新築工事	増築工事 または 改修工事	単体	JV		
				営業中の 工事 (旅客近接)	営業外の 工事						
△△府	□□△△△ビル改修工事	2014年	958百万円		○	○		○			
★★県	○○ガ丘駅改修工事	2012年	1,856百万円	○			○		○	40%	

※該当する場合は「○」を記入し、該当しない場合または判別が困難な場合は空白とすること。

※必要に応じて、補足説明事項がある場合は、摘要欄に記入してください。

※工期は、完工時期とします。

※記載件数は、最低1件は記載して下さい。なお、複数件数記載も可です。様式に入りきらない場合は、行を追加してください。

配置予定技術者に関する調書

◆ 配置予定技術者(a)

氏名	生年月日	保有資格	複数候補者の場合 の優先順位	特定JVの場合 所属会社	表彰の有無			
					受賞年度	表彰区分	発注者	工事名
神戸 太郎	S52.4.1	1 級土木施工管理技士・1 級建築施工管理技士	1	〇〇株式会社				
大阪 次郎	S32.5.1	1 級土木施工管理技士	2	〇〇株式会社	H26	●●表彰	△△地整	●●改良工事

◆ 配置予定技術者(b)

氏名	生年月日	保有資格	複数候補者の場合 の優先順位	特定JVの場合 所属会社	表彰の有無			
					受賞年度	表彰区分	発注者	工事名
神戸 太郎	S52.4.1	1 級土木施工管理技士・1 級建築施工管理技士	1	〇〇株式会社				
都 花子	S39.5.1	1 級建築士	2	◇◇株式会社				
和歌 三郎	S57.6.1	1 級建築施工管理技士	3	◇◇株式会社				

参加表明者の概要に関する調書

(注意事項) 1. 本様式は、参加表明にあたり必須条件となるものではありませんが、資格審査後の指名通知の際に、当社が参加表明者の会社の概要を把握し、指名通知の判断の基礎資料とするものです。

(注意事項) 2. 特定JVにあっては、代表者のみ記載すること。なお、グループ会社は含まない。

(注意事項) 3. 過去15年間の工事実績については、おおむね20件程度を目安に記入してください。なお、上限は40件までとします。

◆ 有資格者数(R6.4.1現在)

区 分	技術者数(人)	摘要
技術士	15	部門は問わない
1級建築士	50	
2級建築士	80	
一級土木施工管理技士	100	
一級建築施工管理技士	150	

※複数の資格所有者は、重複記載可能とします。

◆ 過去15年間の受注工事高

区 分	工事受注高(百万円)	摘 要
H20年度 ~H25年度	26,492百万円	
H26年度 ~H30年度	15,987百万円	
R1年度 ~R5年度	10,925百万円	
過去15年間合計	53,404百万円	

◆ 過去15年間の施工実績

施工場所	工事名称	発注者	工期	受注額 (百万円)	発注者区分			鉄道関連工事				延べ 床面積	受注形態	
					鉄道 事業者	官公庁 ・旧公団等	民間	線路・軌道内	駅舎	交差	近接		単体	JV
〇〇県	〇〇〇〇地区△△△高架橋工事	★★地方整備局	2018年	1,101百万円		○				○			○	
△△府	□□△△△ビル改修工事	(株)▲▲	2014年	238百万円			○				○	30,000m ²	○	
□□県	◆◆地区△△△道路改良工事	●日本高速道路(株)	2022年	527百万円		○								○
●●府	★★地区△△△築造工事	★★再生機構	2013年	625百万円		○						120,000m ²		○

※順不同とします。

※工期は、完工時期とします。

※発注者区分における「民間」は、鉄道事業者以外とします。

※記載する工事の受注額の下限値はありません。

※様式に入りきらない場合は、適宜、行を追加してください。複数ページも可能です。

特定建設工事共同企業体 認定申請書兼協定書

令和 年 月 日

神戸新交通株式会社 あて

請負工事の共同施工を行うため下記の協定書のとおり _____
特定建設工事共同企業体を結成したので、入札参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(工事名)

- (1) 神戸新交通株式会社発注に係る 神戸新交通ポートアイランド線三宮駅改良工事
(当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第4条 当企業体は、令和__年__月__日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、別表1のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

_____外____社は、上記のとおり
_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠
としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は神戸新交通株式会
社に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

_____ 特定建設工事共同企業体

(代表者)

所在地 _____
商号 _____
代表者又は受任者職氏名 _____

単社使用印鑑



JV 使用印鑑



所在地 _____
商号 _____
代表者又は受任者職氏名 _____

単社使用印鑑



所在地 _____
商号 _____
代表者又は受任者職氏名 _____

単社使用印鑑



所在地 _____
商号 _____
代表者又は受任者職氏名 _____

単社使用印鑑



別表 1

(代表者)

所在地 _____
商 号 _____

別表 2

_____	_____ %
_____	_____ %
_____	_____ %
_____	_____ %

辞 退 届

件 名

神戸新交通ポートアイランド線三宮駅改良工事

次の理由により辞退します。

理 由

令和 年 月 日

神戸新交通株式会社 御中

所 在 地

商号又は名称

代表者又は
受任者名

印